

収入に関する証明書類について

下記の表を参考に、収入に関する証明書類を提出してください。該当するものが複数ある場合は、すべて提出してください。勤務先が2箇所以上ある場合は、それぞれの証明書類を提出してください。**(勤務先が証明していることを必ず確認する。)**

対象者		必要提出書類	発行先
必須	生計状況報告書に記載のある家族全員 ※中学生以下は不要	◆申請日時点で最新の所得課税証明書(原本) ※2024年度後期申請では令和6年度(令和5年分の収入が記載されたもの)を提出してください。	市町村役場
	申請者本人(就学者)	◆令和5年分の源泉徴収票のコピー 源泉徴収票を紛失し、勤務先が再発行できない場合 ◆アルバイト収入支払(見込)証明書	勤務先 勤務先
申請者本人(就学者)	【理工学部夜間主コースの学生のみ】 申請日時点で、継続して行っているアルバイトがない場合	◆無職・無収入の申立書	/
	【私費外国人留学生のみ】 本国から送金がある者 その他親族等から援助を受けている者	◆通帳のコピー(直近の1年間分)	
		※ネット銀行の場合 ◆金額が分かる画面のコピー(直近の1年間分)	
給与所得者	昨年1年間同じ職場で勤務していた者(パート等を含む)	◆令和5年分の源泉徴収票のコピー 源泉徴収票を紛失し、再発行できない場合 ◆給与支払(見込)証明書	勤務先 勤務先
	令和5年1月以降に勤務先を退職した者(転職・再雇用等による退職を含む)	◆令和5年分の源泉徴収票のコピー ◆退職に関する証明書	勤務先
	令和5年1月以降に転職・就職をした者(定年退職後の再雇用を含む)	◆令和5年分の源泉徴収票のコピー(令和6年1月以降に就職した場合は不要) ◆給与支払(見込)証明書	勤務先
	休職中の者	◆休職証明書	勤務先
		令和6年10月以降、職場に復帰予定の場合 ◆給与支払(見込)証明書	勤務先
	傷病手当・休業(補償)給付・介護休業給付金等を受給している者	◆受給者・受給金額・受給期間が分かる書類のコピー	全国健康保険協会等

	年金・恩給を受給中の者 (個人年金保険を含む)	下記のうちいずれかの書類を添付すること。 ◆令和5年分の源泉徴収票のコピー ◆年金支払(振込)通知書のコピー(最新のもの) ◆年金額改定通知書のコピー(最新のもの) ・複数の年金を受給している場合はすべての年金について書類を提出。 ・遺族年金、障害年金、農業者年金、恩給、個人年金等も含む。	日本年金機構等
	雇用保険受給中の者	◆最新の雇用保険受給者証のコピー(両面)	ハローワーク
給 与 外 所 得 者	農業や商工林水産業等の所得がある者	◆令和5年分の確定申告書のコピー(税務署の受付印があるもの) 一表・二表の両方を提出すること。(三表がある場合は三表も提出) 電子申告の場合は、申告内容確認票の写し(受信通知又は即時通知)を添付すること。	税務署
	農業にかかる交付金を受けている者	◆交付金額の入った通知書や証明書等のコピー	農協 市区町村役場
	株や不動産等による所得がある者 資産の譲渡等による所得がある者 その他雑所得がある者	◆令和5年分の確定申告書のコピー(税務署の受付印があるもの) 一表・二表の両方を提出すること。(三表がある場合は三表も提出) 電子申告の場合は、申告内容確認票の写し(受信通知又は即時通知)を添付すること。	税務署
	所得があるが、税務署等に確定申告はする必要がないといわれた者	◆市町村民税申告書の写しのコピー(両面)	市区町村役場
そ の 他	無職・無収入の者(中学卒業～60歳以下)	◆ 無職・無収入の申立書 ※高校や大学等に通う就学者の兄弟姉妹は不要 ※ 予備校生・浪人生は就学者に含まないため必要	
	生活保護を受けている者	◆受給者・受給金額・受給期間等が分かる書類のコピー(生活保護決定通知書等)	市区町村役場
	児童手当受給者	◆受給者・受給金額・受給期間等が分かる書類のコピー(児童手当認定通知書等)	市区町村役場
	児童扶養手当受給者	◆受給者・受給金額・受給期間等が分かる書類のコピー(児童扶養手当証書等)	市区町村役場
	特別児童扶養手当受給者	◆受給者・受給金額・受給期間等が分かる書類のコピー(特別児童扶養手当証書等)	市区町村役場
	保険金を受給中の者又は受給する予定がある者	◆保険金の支払額・保険金が支払われる日付等が分かる証明書類	保険会社等